

# 戦後イギリス統計機構の展開

森 博美 (法政大学)

## 1. 前史

イギリスにおける統計作成の歴史は古い。輸出入に関係する記録は17世紀にまで溯ることができるし、第1回の人口センサスもすでに1801年には実施されている。またイングランドとウエールズの出生・死亡統計の作成は、1837年に開始された。20世紀に入り、1907年には第1回生産センサスが、また生計費指数や生産指数といった加工統計も、それぞれ1914年と1928年にすでに開始されている。

1939年9月3日、イギリスはドイツに対して宣戦を布告する。第2次世界大戦への参戦とそれに伴う社会・経済の戦時体制化は、イギリスの統計制度の大きな転換の契機となった。そほ一つは、いわゆるEnumerationの実施に伴う登録システムの整備である。チャーチル首相は、1939年に、動員可能な兵員の規模や就労可能な人口を把握するために、Enumerationと呼ばれる人口調査の実施を命じた。これに伴い、それまで自発的申告に基づいて作成されてきた登録が、法的強制力を持つものとして制度化されることになった。そしてこの登録事務を管理・統括する機関として、リバプールの近く、アイリッシュ海に面した小さな港町サウスポートにイングランド・ウエールズ登録局が開設された。

もう一つの制度面での画期をなすものとして、中央統計局(Central Statistical Office: CSO)の創設がある。イギリスにおける統計作成は伝統的に分散型システムの下で行われてきた。各省庁がそれぞれ独自の統計部門を維持し、特別な相互調整が行われることもなく、個々ばらばらに統計が作成されてきた。そこでチャーチルは、1940年11月8日、エドワード・ブリッジスに書簡を送り、「多くの場合、人々がそれぞれ異なった統計データに基づいて議論をしていたのでは大きな混乱が生じる。もちろん、各省の統計部門は現行のまま存続するが、それらと中央統計局との間では合意がはかられねばならない。」として、政府統計の調整の必要性を指摘している。

彼は統計の戦時対応の必要から、大戦中の1941年に統計機構の抜本的改革を断行した。この改革によって、統計情報の一元管理を行う必要から、同年1月27日、戦時経済に対応し、「軍隊の兵力、死傷者、軍需品生産などに関する自治領、植民地、大英帝国の情報収集を行う中心的機構の役割」(総務庁(2) p.217)をつとめる機関として、内閣府(Cabinet Office)の中に中央統計局(CSO)が開設された。なお、中央統計局の設置については、それまでも何度かプランが提出されたが、そのたびに他省庁の反対にあい挫折してきた。

このように、新たに設置されたCSOは、もともと戦時体制下での特殊な業務遂行のた

めに創設されたものであったが、まもなく政府の常設機関としての位置づけを獲得することになる(総務庁(2) p.194)。しかしながらCSOは、強力な中央集権的な権限をイメージさせる組織の名称とほうらはらに、経常的な統計業務としては、統計調査そのものを実施するのではなく、統計の編集・加工、統計上の定義や分類についての各省庁間の連絡の調整などをその中心的な業務とするものであった(会田(1)p.45)。この他にCSOは、国民経済計算の諸勘定の作成を主要な任務として持ち、国民所得の公式推計も1941年に開始された(総務庁(2) p.198)。このような組織改革は、戦時体制下での資源の配分・利用をケインズ理論に従って行うという政府の政策をデータ面でサポートするための制度的反映といえる。もっとも、国民経済計算については、諸勘定の推計に必要な関連統計の整備の遅れから、実際に四半期ベースで統計が公表されるようになるのは、戦後、1958年になってからである(総務庁(2) p.195)。

戦後、1947年にCSOは、生産指数のとりまとめの権限を委任されることになるが、1950年代には、国際収支統計はイングランド銀行がその作成を担当しており、同行は、商務省から報告されてくる貿易統計ならびに各銀行の為替管理データに基づいてそれを作成していた(総務庁(2)pp.230,232)。

## 2. 統計機構の拡充時代

戦後の混乱が一応終息した1960年代になって、イギリスではようやく統計制度の機能の再点検がプログラムにのぼることになった。この時期の統計改革の主役は、1967年4月にLSE(London School of Economics)の社会統計学担当の教授からCSO局長に転じたクラウス・モーザーであった。彼は、下院評価委員会の報告を受けて、3つの柱からなる機構改革案を実行に移した。その第1は、個々の政府機関にかわって統計調査を集中的に実施する2つの機関、企業統計局(Business Statistics Office: BSO)と人口センサス調査局(Office of Population Censuses and Surveys: OPCS)の創設である。

このうちBSOは、企業センサスなど企業統計を所管する中心的な政府統計機関として設けられたものであり、OPCSは、人口センサスならびに個人や世帯を対象とする各種の調査を実施するために、イングランド・ウェールズ人口登録局(England & Wales General Register Office: GRO)と社会調査局(Social Survey Department)という2つの機関を統合することにより設けられたものである。

この改革の第2の柱は、中央統計局に対して、統計管理のより強力な権限を付与することであった。そしてもう一つの改革は、この改革で、政府統計の調整を改善するとともに、専門の政府統計職員を養成する機能も併せ持つ政府統計サービス(GSS)の創設であった。

政府統計サービス(GSS)はその後、政府の政策立案面での統計情報の重要性を反映し

て1970年代に急成長を遂げることになる。この時期に、官庁統計の中立性と相互調整の欠如に起因する諸矛盾の解消がはかられる。その中で経済統計と社会統計、特に社会統計の充実に目がむけられた。この点は、モーザーがCSO 局長への就任に当たって、ウィルソン首相から特に要請されていたことでもあった（総務庁(2) p.238）。

70年代には、わが国も含め、各国で社会指標に広く社会的関心が集まった時代である。このことを象徴的に示しているのが、1970年、国の状態についての統計的な像を描く広範な統計情報を伴う統計書としての*Social Trends*の刊行開始である。

### 3. レイナー統計行革と統計再建

1980年代にサッチャー政権は、国家財政の危機に対処するために、行政機構改革の再検討の一環として、政府統計の大幅な見直しを行うことを決定した。政府から統計機構と業務の見直しの責任者として、マークス&スペンサーのオーナーであるデレク・レイナーが指名された。レイナーを委員長とする評価班は、GSSに関する勧告を『レイナードクトリン』として知られている報告書としてとりまとめた。このような見直しの結果、政府の統計活動の使命は「情報は公表を第一義的な使命として作成されるべきではない。それは、何よりも政府が自らの業務に必要なために集められるべきである」ということに厳しく限定されることになった。レイナー勧告にはまた、1979年5月から84年4月の間にCSO の予算を35%、またCSO の人員も同じ期間内に263名から196名に削減するという提案も含まれていた（総務庁(2) p.245）。

レイナーによる統計行革で、イギリスにおける政府統計職員と行政コストは、それぞれ4分の1ほど削減されることになった。これを受けて1979年5月に263人を数えていたCSO 職員は、82年はじめには200名以下にまで削減された（総務庁(2) p.246）。またGSS全体で雇用されていた統計職員も、80年代に急減することになる。

その結果、さまざまな形で政府統計のひずみが表面化してくる。すなわち、所得分布統計や産業連関表の作成周期が長くなったり、CSO が作成する統計の質が大きな問題となった。86年から87年にかけて特に問題とされたのが、国民経済計算の各勘定の計数の間の不突合であった（総務庁(2) p.253）。国民所得の生産、分配そして消費の諸勘定の数値が大きく乖離するようになったのである。また88年度上半期には、生産統計が年率6%の成長を計上したのに対し、GDP統計によればわずか2.5%しか成長していないという信じがたい乖離が発生した（総務庁(2) p.254）。この点は、イギリスの統計の信頼を大きく損なうものであり、議会もまたこれに対して重大な懸念を表明することになった。これを受けて大蔵省行政事務特別委員会の報告は、「われわれは、政府統計の問題が全面的見直しを十分に必要とするとみなしている。われわれは、信頼性の改善の見地から国民経済勘

定の諸統計の収集に関わる様々な省庁の活動の点検を政府に勧告する。」  
(ONS(13)p.27)として、統計の質についての再点検の必要性を指摘している。

1988年6月に、上級経済顧問官であるステファン・ピックフォードを委員長として政府統計の質についての点検のために設置された委員会は、その結果を『ピックフォード・レビュー』と呼ばれる最終報告書としてとりまとめた。その中では、イギリスの統計がその品質面で十分に利用者のニーズに応えきれていないとしてその問題点が指摘された。報告書はその理由を、国民経済計算の編集作業はCSOが行っており、そのためのデータを提供する各省庁、イングランド銀行などとの連携に欠けること、CSO内部組織そのものが国民経済計算の作成に対応できていないこと、さらに国民経済計算統計の利用者が許容できる統計の誤差の範囲についての認識がCSOに欠けていること、といった点に求めている(会田(1)p.44,川崎(4)pp.47-48)。

また報告書は、統計機構の在り方にも言及しており、従来、貿易産業省の外局である経済統計局(BSO)が実査業務をまた同省の内局であるS1課がその処理業務を行ってきた企業統計について、一括してCSOへの移管、統合が望ましいこと、また関税・物品税局がデータ作成をまた貿易産業省の同じくS2課がそのとりまとめを行ってきた貿易統計については、データ作成はそのままにしてS2課の業務をそっくりCSOに移管させること、さらにもともと雇用省が所管していた雇用・失業統計と小売物価指数についても、他の物価指数はすべてCSOが作成していることからCSOに移管すること、さらには雇用省からOPCSが受託実施してきた家計支出調査についても、小売物価指数算定時のウエイトとして利用されること、また雇用省の本来の政策業務との関連がうすいことから、CSOへの移管が適当であることを勧告している(川崎(4)p.49)

このような勧告を受けて1989年7月に、貿易産業省の本省から貿易関係統計、海外投資統計、販売統計など、また経済統計局から企業統計関係の調査実施、ビジネスフレームの管理、また雇用省からは、小売物価指数、家計収支統計、労働力調査の作成といった業務をCSOに移管させるとともに、他の省庁の業務も一部統合する形でCSOの拡充が行われた(会田(1)p.44)。

新しいCSOは、それまでのCSO職員170人に加え、経済統計局から650人さらに貿易産業本省から150人そして雇用省から35人を迎えることにより、一挙に1,000人を超える大組織となった(会田(1)p.45)。同局には、局長直属の2つの部門と、A～Eの5つの部(Directorate)が配置されることになった。各部には、それぞれ次長の下に3～5の課(Division)が置かれた。各課の担当業務は下表の通りである。

表1 中央統計局の組織一覧(1)

局長直轄	国民経済計算の精度管理(国民経済計算推計の全体管理・調整、国民経済計算関係の対外対応)
部門A	A1(国際関係、国内対応) A2(政府統計機構の統計企画・運営) A3(研究、調査の管理、分類管理)
部門B	B1(生産統計<経常調査>) B2(各種センサス、資本統計) B3(流通・サービス、価格統計) B4(ビジネスフレーム、法人統計、加工統計) B5(ニューポートの計算機部門)
部門C	C1(国民経済計算の調整) C2(国内支出の推計) C3(GDP, IOPの推計、産業統計)
部門D	D1(国際収支統計) D2(金融関係統計) D3(民間部門財務統計) D4(海外取引統計、研究・開発統計)
部門E	E1(情報提供、計画策定) E2(小売物価統計、家計支出調査) E3(公表、出版関係)
局長直轄部門	組織管理

出所:(会田(1)p.47)

なお、新たなCSOは、国民経済計算統計の最大のユーザーが大蔵省であることから、大蔵大臣(Chancellor of Exchequer)直轄の部局として配置されることになった。このようにCSOが大蔵省の内局ではなく大臣に対して直接責任を負う組織であるとはいえ、大蔵省に配置されたことから、一部には作成される統計データを同省が政治的に操作するのではないかとの懸念をまきおこした。それに対して、大蔵省の主任経済顧問官は、「自分はCSOの主要な利用者としてその統計を批判する権利を保有する一方、CSOがどのようにその仕事を遂行するかについては一切詮索するつもりはない」(総務庁(2)p.256)と証言している。

この改革によってCSOは、国民経済計算の作成と企業からの関連データの収集について、これまで以上に責任を負うことになった。このことはまた、産業動向を監視するために必要な情報よりもむしろ国民経済計算の改善のためのニーズに照準をあてた産業統計の作成責任がCSOにかかることになったことを意味する(総務庁(2)p.272)。それと同時に新たなCSOは、経常的に統計作成業務を行うだけでなく、イギリスの政府統計機構(GSS)が作成する統計全体の企画、立案、調整に対しても権限を持つことになった。

王立統計学会は1989年11月、イギリス政府統計機構(GSS)が収集し報告する政府統計に対する批判の広がりを受けて、政府統計に関するP.モア教授を座長とする小委員会を組織した。委員会では、政府統計の中立性と妥当性、それに政府統計に対する国民の信頼

をはかる指標ならびにその仕組みについて独自の見直しを行うことが課題とされた（(11)p.23）。

小委員会は、点検の結果、政府統計について、中立性が損なわれているとの証拠は確認できなかったものの、政府統計機構の組織と運営の枠組みの面に関しては不適切な面があるとの結論を下した（(11)p.26）。このことを受けて、小委員会は、①統計データの定義、収集、集計、第一次分析それに公表といった諸活動を中央集権化する必要があること、②学界との連携の下に主要な統計系列についての評価と方法論の両面での研究体制を強化すること、③政府の統計審議会は、イギリスの政府統計の客観性、時宜性ならびにその範囲について、議会に年次報告書を提出するなどの支援を行うこと、そして④独自の統計基本法規を制定すること、などを提言している（(11)p.23）。

表2 中央統計局の組織一覧（2）

	所掌業務
局長	
副局長	国民経済計算
第1部第1課	政府統計サービス政策・統計職員管理
第2課	社会統計、地域動向、国際動向
第3課	消費者物価、家計支出調査、所得分配・再分配
第4課	登録、エネルギー・物資調査、統計分類、調査管理
第5課	国民経済計算、調整、概念、開発・訓練、経済評価
第6課	研究、開発、評価
第2部第7課	生産指数、製造高指数
第8課	生産・建設年次センサス、在庫調査、資本支出・投資計画調査
第9課	流通、サービス
第10課	生産者価格、年次・四半期売上調査
第11課	消費者支出、資本形成、製造業以外の生産高
第3部第12課	対外貿易
第13課	国際収支
第14課	企業・個人(民間)部門勘定
第15課	金融統計、公的部門勘定、研究・開発統計
第4部第16課	情報システム
第17課	報道、出版、広報
第18課	組織・財務

出所：『主要国行政機構ハンドブック』The Japan Times, 1993, pp.105-6  
ただし、一部修正。

小委員会の報告はまた、『レイナー・ドクトリン』に基づく統計業務の見直しが専ら費用の削減に向けられたものであり、そのことが統計のカバレッジや品質の面にどう影響するかに対しては全く関心を払っていなかったことを厳しく批判するとともに、政府のニーズの他にも、議会、実業界、学界、マスコミそれに一般国民に対して、高い品質のデータ

が提供されねばならないと指摘している((11)pp.26-27)。

ところで、*The Civil Service Year Book*によれば、CSO は、局長(政府統計サービス長官を兼務)ならびに国民経済計算を所掌する副局長以下、4部18課から構成されている。しかしそこに紹介されている各課の所掌業務ならびに部への編成は、いくつかの点で上記の表1の内容と異なる。このことから、CSO 内部でその後も、業務の見直し、再編成が行われたものと考えられる。

#### 4. 1990年代の統計改革

1990年代初頭、大蔵大臣が統計の基礎について引き続きその関心を議会で表明した。これは、質の改善のための本格的な財政措置をもった一連の政策(Chancellor's Initiative)という形で直ちに90年5月に表明された。1991年11月、第2段の政策表明によってCSOは、イギリスで第57番目の執行庁(Executive Agency)となった(Smith(12)p.181)。

執行庁としてのCSO は、①連合王国の国民経済計算、部門別の勘定表、金融取引・生産額・生産量に関する統計データの収集、編集、推計、②データの政府、議会、国民への提供、③特定の省庁に属さない統計の提供、④政府全体の統計政策の調整、政府統計機構が用いる統計基準の策定、そして⑤国際機関に対する連合王国の統計業務の調整、を遂行することになった(総務庁(3) p.15)。

ところでCSO は、執行庁への移行に際して、組織の活動や業務内容の基本的枠組みを規定したFramework Documentを作成している。全体で33頁からなるこの文書は、大蔵大臣とCSO局長との契約文書的性格のものであり、ここではCSO の主要任務が、

- ①イギリス政府が必要とする各種推計を作成し、提供すること、
  - ②ヨーロッパ共同体の求めに応じて各組織に統計を提供すること、
  - ③分散的な統計組織で必要となる中心的な役割を遂行すること、
- として規定されている。

なお、この文書に対しては、サザンプトン大学のT.Smith教授が、王立統計学会誌に次のようなコメントを載せている。すなわち彼は、枠組み文書が統計について「第一義的に政府による使用を目的に作成されなければならないとしたレイナー主義からの決別を表明している点では評価できる」(Smith(12)p.182)としながらも、大臣から局長への権限委譲が不十分なこと、経費の節減が根拠なく目標設定されていること、社会統計への対応が十分でないこと、CSO 局長と他の政府統計機関(GSS)の長との関係が不明確で、大蔵大臣に責任を負うCSO 局長と各省庁で統計の責任を負う局長との間の意見の食い違いを表面化させる可能性を内包している、といった問題点を指摘している(Smith(12)pp.183-4)。なお、CSO と大蔵大臣との関係について枠組み文書は、「大臣は

議会に対してCSOの活動とそれに振り向けられる資源に関して責任を負い続けるが、CSOの日常業務には通常は介入するものではない」(Smith(12)p.182)と指摘している。

また枠組み文書は、その付属文書の中で、国民経済計算統計の精度についても、次のような具体的な達成目標を掲げている。その一は、収入と支出の名目値の間の乖離を0.75%以下に抑えること、それからもうひとつは、支出と生産の実質増加率の間の乖離を0.25%以下に抑えるというものである(Smith(12) p.183)。

ところで、CSOを執行庁化したことについては、2つの意義があるといわれている。第1に、それはCSOが政府内外の統計利用者に対して提供する統計サービスの質の面を改めて重視することになった。これは、レイナー主義からの方針の転換を実務遂行上も確認するものである。そして第2に、執行庁化は、イギリス政府統計の中立性・公正性を確保するための諸措置を確認する契機ともなった。

1992年3月に、統計業務効率の評価、マクロ統計の改善、そして調査結果の公表の迅速化など統計情報の流通改善を掲げてB. マクレナン(現オーストラリア統計局長)氏が局長に就任した。1992年の大蔵省によるCSOの年次報告では、同局が「官民双方の幅広いニーズを反映した統計の作成を目標としている」としており、ここでもまた80年代のイギリス統計を支配したレイナー主義との完全な決別が確認された。CSOのこのような政策方針について、93年の政府の白書『開かれた政府』は、「政府統計は、政府内部でのそしてまた広く国民各層での討論、意思決定そして研究に対して情報を提供するために作成されなければならない。それは、国民生活の中で生じる変化に対する客観的洞察を与え、時間的な変化や地域的な比較を可能にする」(ONS(3) p.27)として、政府統計の広範な意義を強調している。

白書はまた、1993年2月からCSOが掲げてきた、統計の迅速な公表、広く国民各層に向けられた統計の利用可能性の保証、そして統計の中立性・公正性を高く評価している。これらは、CSOの統計に対する次のような見解に立脚している。すなわち、政府統計への自由なアクセスが国民に社会認識を与えるにとどまらず、政府統計が、政府そのものの活動や履行状況に対する窓であり、公共政策のあらゆる分野での政府活動の規模を示すものであり、政府の政策の有効性や活動の評価を可能にする、というのがそれである。そしてそれは、「信頼のおける社会・経済統計の提供並びにそれに対する国民の信用を繋ぎ止める」(ONS(13) p.27)という政府に課せられた使命にも応えるものでもある。

これを背景に、あらゆる利用者にサービスの質を改善するための一連の方策が実行に移された。その一つが、1995年に採択された「政府統計実務規定」である。そこには、例えば、公平性、協議原則、そして公明性といった政府統計活動を支える原則ややり方が規定されている。そして第2は、1996年の国家統計局(Office for National Statistics: ONS)の創設である。

1994年8月にマクレナン局長は、メジャー首相にCSOとOPCSとの統合を進言した。



これを受けて翌年4月にクラーク蔵相は、関係者の合意が得られることを条件に、96年4月に両機関を統合するという方針を発表し、そのための準備作業が開始された。その後、300人以上の有識者、統計利用者、政府統計関係者等から積極的な意見の聴取が行われた。意見の多くは両機関の統合に賛意を示すものであり、同年9月20日に、メジャー首相はCSO とOPCSを統合することによるONSの創設を発表した。

なお、合併当時のOPCSには、局長直轄の2課、医事統計・政府医療保険サービス部門(3課)、それに人口統計部門(5課)の10の課から編成されていた。表3は、OPCSの組織一覧を示したものである

表3 人口センサス調査局の組織一覧

局長	登録課(出生・死亡・婚姻登録)
	財務・人事・管理課
医療統計、政府医療保険中央登録および情報技術部門	医事統計課(死亡率・罹病率分析)
	政府医療保険中央登録課
	情報技術課
人口分析、人口動態統計、人口・病院統計、センサス、社会調査および情報部門	人口分析・出生死亡統計課
	人口・病院統計課
	センサス課
	社会調査課
	情報課

出所:同,p.151(一部修正)

このCSO とOPCSの統合は、下記の3つの利益にかなうものとして期待されている。

- (i) 主要な統計作成と第一義的な分析課程が新たな統計局に集中され、政策立案者や大臣への助言と援助は各省庁に分散されたままとする。この目的は、中央集権的であるとともに分権的な配置の長所を組み合わせることにある。その副産物として、同時に、GSS全体に対して統計基準、統計分類それに実務を共通化するのをGSSにこれまで以上に容易にする。
- (ii) より広範な統計活動をカバーする統計局は、これまで以上に統計の間の優先順位をつける点で影響力を行使できる。その結果、GSSの管理や調整が容易になる。同じく国家統計局との間の食い違いを検出し、それを埋めるより確固たる基礎が得られることになる。
- (iii) 新しい統計局の規模と活動の範囲は、政府内部に保有された大量のデータを結びつけ、有意義な方向に関連付け、それらを政府全体ならびに広く国民全体に利用可能にすることができるようになる。

ONS局長は、同時に政府統計機構(GSS)の長、さらに、かつてOPCSの局長が

兼務していたイングランド・ウェールズ人口登録局長も兼務することになった。発足当時のONSの規模は、職員3,275人(フルタイム換算)、うち統計関係職員が2,621人、登録関係が654人であり、政府統計機構の職員総数4,922人の約半数を占めていた(川崎(7)p.53)。ONSには、全体で6つの部局が配置されることになった。その主な業務は下記の通りである。

表4 国家統計局の組織一覧

部局名	主な業務内容
企業・事業所統計	企業・事業所対象の各種統計調査を実施し、国民経済計算の基礎となる統計を作成(生産・流通・販売統計、企業・事業所登録、鉱工業生産指数、生産者価格指数、小売販売額指数など)
マクロ経済統計・分析	マクロ統計の作成・分析を担当(国民経済計算、小売物価指数、国際収支など)
社会経済統計・分析	各種社会経済統計及び地域統計の企画、分析、加工・編集を担当(家計収支パターン、労働市場動向、社会動向、地域動向など)
センサス、人口、保健統計	人口センサスの企画・実施・人口動態統計の集計などを担当(地域別人口・世帯統計、人口動態統計、保健統計など)
管理サービス・登録	出生・死亡・婚姻登録制度の管理・運営、人事管理・人材育成、財務・資産管理、マーケティング、広報、企画、政府統計機構全般に関する問題を担当
調査・統計サービス	各種社会調査の実施、統計技法の研究・開発、各省が実施する統計調査に関する調整、情報システムの開発・整備を担当(家計収支調査、世帯総合調査、労働力調査、旅行者調査など)

出所：(川崎(7)p.53)

なお、ONSの管理サービスと関連して、ONS局長は政府統計機構(GSS)を構成する各省庁の統計機関の長から構成される「政策・管理委員会」の委員長でもある。なお、参考のために表5として、1997年4月現在のGSSの主要機関別の統計職員在籍者数を掲げておく。

表6 機関別政府統計サービス配置職員数

(常勤換算数：1997年4月1日現在)

機 関 名	政府統計サービス職員総数	統計専門部局数
農業・漁業・食糧省	158	22
関税・物品税庁	509	5
防衛省	116	19
教育・雇用省	176	40
環境省	150	38
外務連邦省	3	1
林業委員会	3	2
スコットランド人口登録局	67	5
保健・安全省	28	11
保健省	196	48
内務省	142	26
内国歳入庁	46	22
大法官省	13	5
国家遺産局	4	2
国家貯金局	7	1
人的資源経済局	7	7
国家統計局	2,551	172
公共サービス局	13	2
教育基準局	15	4
水道事業監督局	2	2
海外開発局	26	9
スコットランド省	103	34
社会保障省	138	40
貿易産業省	88	35
運輸省	92	17
大蔵省	34	10
ウェールズ省	57	22
合 計	4,743	595

出所：ONS, *Statistics-a matter of trust*, HMSO 1998, p.30

### むすびにかえて

以上、本稿で概観したように、典型的な分散型統計機構として知られるイギリスの統計機構は、戦後半世紀の間にさまざまな機構再編を経験している。統計の戦時対応としてスタートした中央統計局は、それが戦後も統計組織として存続する中で、同様な名称を持つ諸外国の統計機関と本質的に異なり、国民経済計算の作成や他の政府統計機関が作成する諸統計の間の調整をその主な業務としてきた。

その後、中央統計局ならびに各省庁に配置された統計機構（GSS）は、1960年代から70年代にかけて、大きな組織拡張期を迎える。しかしその後、80年代のサッチャー政権下、統計機構も他の政府機関同様、新保守主義が唱える「小さな政府」による行政機構改革の洗礼を受けることになる。統計組織並びに統計活動の予算、人員面でのスリム化は、その代償としてイギリスの政府統計の質の深刻な劣化をもたらした。これによって、政府統計は、その最大の利用者である行政によっても、また広く国民各層からも信頼を失墜させることになった。80年代の末になってようやくこの問題が、広く社会的関心を呼び、いわゆるレイナー主義の克服が叫ばれるようになる。

このような中で、90年代に入り、CSO の執行庁化やCSO とOPCSの合併によるONSの創設などいくつかの大きな制度改革が矢継ぎ早に導入される。この中でONSは、*Statistics: A Matter of Trust - A Consultation Document* の公刊にも象徴されるように、80年代の反省から、統計の利用者として行政だけでなく広く国民各層からの声を反映させる形で今後の英国政府統計の在り方を模索しているように思われる。

## 参考文献

- (1)会田雅人「イギリスにおける統計組織の再編成」『統計』日本統計協会、1989年12月
- (2)総務庁統計局統計基準部国際統計課訳「イギリスの統計制度等の変遷史」『諸外国における統計の制度と運営』（その17）1992年11月
- (3)総務庁統計局統計基準部国際統計課訳「イギリス官庁統計業務」『諸外国における統計の制度と運営』（その20）1996年3月
- (4)川崎 茂「イギリスの統計組織の再編（その1）」『統計』日本統計協会、1997年2月
- (5)川崎 茂「イギリスの統計組織の再編（その2）」『統計』日本統計協会、1997年3月
- (6)川崎 茂「イギリスの統計組織の再編（その3）」『統計』日本統計協会、1997年4月
- (7)川崎 茂「イギリスの統計組織の再編（その4）」『統計』日本統計協会、1997年5月
- (8)川崎 茂「イギリスの統計組織の再編（最終回）」『統計』日本統計協会、1997年6月
- (9)「英国統計制度関係資料」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No.50、1997
- (10)J. Hibbert, Public Confidence in the Integrity and Validity of Official Statistics, *Journal of the Royal Statistical Society, A, Part 2*, 1990
- (11)Official Statistics: Counting with Confidence-The report of a Working Party on Official Statistics in the UK, chaired by Professor P. G. Moore, *Journal of the Royal Statistical Society, A, Part 1*, 1991
- (12)T.M.F.Smith, The Central Statistical Office and Agency Status, *Journal of the Royal Statistical Society, A, Part 2*, 1992
- (13)ONS, *Statistics: A Matter of Trust - A Consultation Document*, HMSO, 1998